

# 規制の事前評価書

<b>政策の名称</b>	地域医療連携推進法人の認定制度の創設	<b>担当部局名</b>	医政局医療経営支援課	<b>作成責任者名</b>	医療経営支援課長 佐藤 美幸	<b>評価実施時期</b>	平成27年4月
<b>法令案等の名称・関連条項</b>	医療法の一部を改正する法律案による改正後医療法第70条以下						
<b>規制の目的、内容及び必要性等</b>	高齢化の進展等に伴い、脳卒中・心臓病等の急性期の症状の患者に加え、生活習慣病等の慢性的な症状の患者への対応が求められるなど、地域で求められる医療ニーズの多様化が進んでいます。一方で、日本の医療提供体制は、①救急医療等を担う急性期の医療機関が過剰な一方、急性期後の受け皿となるリハビリ・長期の療養等を担う回復期・慢性期の医療機関の整備が遅れている、②諸外国に比べ、人口当たりの医師・看護師職員等の医療従事者数が少ないという現状にあります。このため、限られた医療資源（医療従事者、病床等）で多様な医療ニーズに対応していくためには、医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携をより一層推進し、事業の集約化を図り効率的な医療提供体制を確保することが必要であることから、二以上の医療法人等の連携を推進するための統一の方針を定め、医療機関の機能の分化・連携を推進するための一般社団法人を都道府県知事が地域医療連携推進法人として認定し、法人の社員総会等を通じ社員である医療法人等の連携を図る仕組みを創設することとします。						
<b>想定される代替案</b>	地域医療連携推進法人を各都道府県知事への届出制とし、各地域医療連携推進法人が各地域の地域の実情に沿った医療提供体制を構築することとします。						
<b>規制の費用</b>	<b>費用の要素</b>	<b>代替案の場合</b>					
1 遵守費用	地域医療連携推進法人に参加しようとする医療法人等において、必要な資料作成等にかかる費用が生じます。また、地域医療連携推進法人においては、都道府県知事の認定を受けるため申請に係る費用及び地域医療連携推進法人の業務の実施の状況について評価を行う地域医療連携推進評議会を組織するための費用が発生します。	地域医療連携推進法人に参加しようとする医療法人等において、必要な資料作成等にかかる費用が生じます。また、地域医療連携推進法人においては、都道府県知事への届出にかかる費用が生じます。					
2 行政費用	各都道府県において、地域医療連携推進法人の認定をするための費用及び当該法人が適切な事業を行っているかについて指導するための費用が生じます。	各都道府県において地域医療連携推進法人の届出の受理に必要な費用及び当該法人が適切な事業を行っているかについて指導するための費用が生じます。					
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しません。	都道府県知事の関与が弱まることで、法人設立時の連携推進方針の内容の確認等が困難となり、結果として地域医療の実情に沿った医療とは異なる方向に法人運営が進められるおそれがあります。					
<b>規制の便益</b>	<b>便益の要素</b>	<b>代替案の場合</b>					
	地域医療連携推進法人が都道府県の医療計画において定める地域医療構想との整合性に配慮した連携推進方針を定め、より地域医療の実情に沿った、又は地域住民のニーズに対応した医療を提供することにより、質が高く効率的な地域医療の発展に寄与します。また、参加法人の経営の効率化が図られ、安定した医療提供体制が構築されます。	地域医療連携推進法人が都道府県の医療計画において定める地域医療構想との整合性に配慮した連携推進方針を定め、より地域医療の実情に沿った、又は地域住民のニーズに対応した医療を提供することにより、質が高く効率的な地域医療の発展に寄与します。また、参加法人の経営の効率化が図られ、安定した医療提供体制が構築されます。					
<b>政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）</b>	本改正案により、地域医療連携推進法人に参加しようとする医療法人等、地域医療連携推進法人及び各都道府県において費用が発生しますが、質が高く効率的な地域医療の発展、安定した医療提供体制の構築という便益が生じます。この便益は費用を大きく上回っており、適切な規制であると考えられます。一方、代替案においては、地域医療連携推進法人の認定を行うための費用が不要であることから改正案と比較して行政や規制を受ける者における費用負担は軽いものの、各都道府県知事の関与が弱まることで、法人設立時の連携推進方針の内容の確認等が困難となり、結果として地域医療の実情に沿った医療とは異なる方向に法人運営が進められるおそれがあるため、改正案よりも得られる便益は小さいと考えられます。そのため、代替案よりも改正案のほうが望ましいものと考えられます。						
<b>有識者の見解その他関連事項</b>	平成27年2月9日に開催された医療法人の事業展開等に関する検討会において報告書が取りまとめられ、地域医療連携推進法人については、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として設けることとし、複数の医療法人等に関する統一な連携推進方針を決定し、横の連携を強化することで、競争よりも協調を進めるとともに、グループの一体的運営によりヒト・モノ・カネ・情報を有効に活用することで、地域において良質かつ適切な医療が効率的に提供される体制を確保する、とされています。その中では、地域医療構想との整合性を図るとともに、医療における非営利性の確保の重要性に鑑み、具体的な制度設計や運用面も含めて非営利性が適切に確保されることとされています。						
<b>レビューを行う時期又は条件</b>	医療法の一部を改正する法律案において、法律の施行後5年を経過した場合に、法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされています。						